

## 会 議 録

### 1 会議名

平成29年度 第13回高田区地域協議会

### 2 議題（公開・非公開の別）

(1) 諮問事項（仮称）旧第四銀行高田支店の管理の在り方について（公開）

(2) 平成29年度地域活動支援事業の実績報告の検証について（公開）

### 3 開催日時

平成30年2月5日（月）午後6時23分から午後8時20分まで

### 4 開催場所

高田公園オーレンプラザ 会議室

### 5 傍聴人の数

なし

### 6 非公開の理由

—

### 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：西山要耕（会長）、高野恒男（副会長）、吉田昌和（副会長）、  
青山捷一、飯塚よし子、大滝利彦、小川善司、北川 拓、小竹 潤、  
小林徳蔵、杉本敏宏、松矢孝一、宮崎 陽、山本信義、吉田隆雄
- ・ 文化振興課：山本課長、大友副課長、小池係長
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、榎島係長、小林主事

### 8 発言の内容

#### 【榎島係長】

- ・ 浦壁委員、佐藤委員、澁市委員、高橋委員、山中委員を除く15名の出席があり、  
上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以  
上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第8条1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

#### 【西山会長】

- ・ 会議の開会を宣言

- ・会議録の確認：西山会長、松矢委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料により説明。

【西山会長】

「議題等の確認」について、質疑を求めるがなし。

—諮問事項（仮称）旧第四銀行高田支店の管理の在り方について—

【西山会長】

次第3議題(1)「諮問事項（仮称）旧第四銀行高田支店の管理の在り方について」に入る。

文化振興課に説明を求める。

【文化振興課 山本課長】

資料No.1により説明。

【西山会長】

文化振興課の説明について、質疑を求める。

【松矢委員】

今の説明を聞いて、はっきりしないのは、どこに申込みをしたらよいのかということ。

それから水曜日ということで、本町3、4、5は水曜日はだいたいのお店が休みだが、逆に休みだからこそ利用したいという場合もあるのではないか。その点について、どう考えるか。

それから、最後の図面を見ると貸ホール、ギャラリーと書いてあるが、その前のページで貸館対象は1階ホールとしか書いていない。黄色の応接室、金庫室、2階の展示室は、今の説明ではここも利用できるというような気がした。これについてはどうなのか。

それからもうひとつ。使用についてだが、どういうことなら許可して、どういう使用は許可しないという、何かはっきりした基準があれば教えてほしい。

【山本課長】

申込みは、市文化振興課で受け付け、日程を管理する。

水曜日については地元の商店街の役員の方とも話をしている。この施設の目的は、商店街の日常的なにぎわいということ。このホールを使用する方が、帰りに商店に寄って買い物や食事をするという一つの流れを作りたいということも考えている。水曜日はお休みの商店が多く、商店が開いていないと私たちの設置目的をかなえることができないと考えている。

貸ホールは集会場なので、不特定多数の方から利用してもらえる。黄色の部分については展示スペースで用途は展示場。ギャラリーとしていろいろな作品を見て回るという形。直接市民の方から利用してもらうのではなく、見る部分であり、使う部分ではない。市でもいろいろなテーマを設定しながら展示をする。それを市民の皆さんから見てもらおう。貸ホールはそれぞれ目的があるので、目的に沿って利用してもらおう。

4点目の使用の制限について。今回、用途を集会場に変更している。今までの事務所機能に、いろいろ設備を加え内部工事も3月10日に竣(しゅん)工の予定。いずれにしても不特定多数が利用できる集会場を用途とするのでいろいろなことに使えるが、火の取扱いだけはできない。

【松矢委員】

すると展示室で、例えば一般の人が何かを展示したいということはだめなのか。市で展示会をするということか。

【山本課長】

私どもも、これからの運営の中で考えていく。同じテーマで行くのではなく、一定期間の中で見直しをしていかないと魅力的なものにならない。その辺はテーマを設定した中で、市民の皆さんとの連携もある。

その辺も当然考えていかなければならないと考えている。

【宮崎委員】

この資料を受け取ってから今日まで日がないので、昨日、一昨日と主に本町商店街を歩いて、利用時間を見てもらって話を聞いた。

そうしたら、今説明で利用する人がいれば夜も開けるということで安心したのだ

が、皆さんことごとく、やはり夜も使えるようにしておいてほしいと。6時までと言ってしまうと、確かに商店街としては6時で閉めてしまうが、利用してもらおうという形になると、やはり夜もあるだろうと。だからその辺がきちんと、夜もよいというような形の書き方というか、周知の仕方というか。特にこのまま、午後6時までとってしまうと、その印象が入ってしまうので、声もかからないというのを心配するというとも言っている。やはり周知するとき、夜でもよいということをきちんと書いて、知らせてもらわないといけない。

皆さん、6時というのは確かに分かるが、分かり過ぎてちょっとさみしいと。せっかくここまでしてもらって6時で区切ってしまうと、という意見が非常に多かった。

#### 【青山委員】

名称についてお聞きしたい。

あそこはもともと第四銀行高田支店ではなくて、合併前は百三十九銀行本店だったと思う。私も子どもの頃であまり記憶がはっきりしないが、もうひとつ高田にあった銀行と合併して第四銀行になったわけで、実際にあの建物は、昔は「いっさんく（一三九）」と言ったが、百三十九銀行本店として建てたもので、名前をもし付けるとしたら、旧百三十九銀行本店という名前も頭のすみに入れておいていただきたい。

#### 【杉本委員】

1階の黄色い部分は先ほどの話で中身は分かった。しかし、展示室だから見に来たらホールを使っていたというときに、ちょっと入りにくいと思う。どういう対応をしようとしているのか。2階の展示室は通路があるから入ることができると思うが、1階はどうなのかということがひとつ。

それから、事務室の上の2階、字が小さいのだが、これは大会議室と書いてあるのかと思う。ここの利用については考えていないのか。将来的にもこのままなのか。皆さん方の物品棚などを置くスペースなのか。その辺のところを教えてください。

#### 【山本課長】

まず、ギャラリーの黄色い部分の、展示関係について。ホールを使用しているときには規制がかかる。今話があったとおり、2階については北側が通路になっているので、ここから奥の階段を利用して行くことができる。

1階は、応接室、金庫室の前に一定のスペースを確保しながらホールを利用しても

らう。奥にトイレや展示室もあるので、一定のスペースを確保しながら移動できるような形のホールの使い方をお願いしていきたいと考えている。

イベントの内容によっては、ギリギリまでステージを仮設設置し、入りづらいという場合が出てくるとは思うが、その辺はホールを利用される皆さんとしっかり事前の打ち合わせをしながら、展示スペースを見るお客様を確保する中で対応をしていきたいと考えている。

今後4月以降、使い方によっていろいろな問題も出てくるとは思うが、随時その辺は利用者の皆さんと相談しながら対応していきたいと考えている。

そしてもう一点、2階の大会議室について。こちらは私ども文化振興課が、会議や打ち合わせをするための会議室として利用している。この部屋の用途は今までのとおり事務所機能で、不特定多数の方が入るスペースではないので、今までどおり会議室として使いたいと思っている。

いずれにしてもホールをしっかりと、多くの市民の方からご利用いただくような形で進めていき、今後の活用、施設全体の在り方については引き続き考えていきたいと考えている。まずはホールをしっかりと使っていただくような形にしたいと思う。

**【小竹委員】**

9月に説明があったかもしれないが、駐車場は今までどおり本町の駐車場を使う形になるのか。

**【山本課長】**

駐車場について、第四銀行の隣の本町3丁目の駐車場。あと、有料の駐車場の大手町、雁木通りプラザがある。これも利用してもらい、施設を利用させていただくことで考えている。

有料になってしまうが、その辺はご理解いただき、今までどおりこの駐車場を利用してもらいたいと考えている。

**【小竹委員】**

ホールを利用しても、有料に変わらないということによいか。

**【山本課長】**

そのとおり。理解願う。

**【飯塚委員】**

ホールの面積、1階の面積は全体の面積か。ホールだけでどれくらいあるのか。

【山本課長】

ホールだけで、この緑の部分が約293㎡ある。

利用料金の設定にあたっては、中に柱があり、その制限もあるので考慮しながら料金設定をしている。

【松矢委員】

応接室だが、ホールでイベント等を行うときに応接室でちょっと休憩したいと。ソファか何かはあるのか。全然ないか。イスもないか。

【山本課長】

使い方としては貸館、あとはお休み処ということで、イベントがないときはホールに机とイス、3セットほど置いて、そこでお休みできるような形で考えている。

【松矢委員】

イベントを行ったときに、ちょっと疲れて休みたいというときに、応接室で休めるのか。そのときに展示していなければ、空いていれば使ってもよいのか。

それともうひとつ。今タバコが非常に問題になっているが、ここは全部禁煙か、それとも喫煙室を設けるのか。

【山本課長】

あくまでも応接室については、展示スペース、ギャラリーであり、ここで休憩はできない。ホール使用がない時は、通常置いておくイスやテーブルがあるので、お休みいただきたいと思っている。

それと喫煙について。喫煙所は今まで外にあったが、これを機に全施設禁煙という形にしたいと思う。

【松矢委員】

参考までに、皆さんの事務室も禁煙か。

【山本課長】

職員は、そこではタバコは吸わない。

【西山会長】

他に質疑を求める。なければ、私から質問してよいか。

単発のイベントはよいが、何日間か連続してホールを使いたいというときは、最長

でどれくらいまでよいか考えているか。

それから、事業によっては搬入搬出等がある場合、前日の夜にしたいということもあると思うので、その辺はどう考えているか。

それと、本町でイベント中に歩行者天国を行っているときは、基本的に駐車場に入れない。あそこの前でお店を開いている場合、使いたいときにはどういう対応をするのか。この3点を聞きたい。だいたいでよい。おおまかで。

**【山本課長】**

まだ私どもも内部的にしっかりした形はないが、今までを見ると、企画展示ということになると長くて2週間である。その辺は皆さんから多く利用していただければ誠にうれしい。いずれにしても申込みの段階で、調整できる範囲で希望に沿えるような形で対応できればと思っている。

予約が重なって、今後抽選ということになれば一番よいのだろうが、その辺は事前の申込みの段階で調整できれば、その中で多くの日数を使っていただくような形で考えていきたい。

搬入搬出のタイミングについて。これはいろいろな団体が利用するわけなので、当然団体の事情で時間帯も変わると思う。基本的には9時から6時となっているが、お話しいただいた段階でご要望について、対応できるものはしていきたい。

それと、本町のイベントの際は、駐車場については出入りできないので使えない。大手町等の駐車場を利用いただく形で事前に周知をしながらお願いしたいと考えている。

**【西山会長】**

もう一点、今の話で、展示で例えば2週間使う場合には、使用料金はホールは1時間320円を1日分、2週間の場合は2週間分かかるのか。市の公的な展示だとまた別だと思うが、一般の私的な展示の場合にはこの金額がかかるのか。聞きたい。

**【山本課長】**

市の使用料の基準があり、一般の市民団体の方であっても、展示については1時間320円で9時から6時の使用時間分、使用日数分を負担いただく。

**【西山会長】**

他に質疑を求めるがなし。

よろしいか。意見はあるか。どうしてもこれを言いたいという意見はあるか。

【山本課長】

先ほど意見をいただいた利用時間の周知の方法については、指摘のとおりなので、その周知の仕方については改めてしっかりしていきたいと考えている。

また、名称の話もあったが、今、有識者の方々からも検討してもらっている。その辺を踏まえて協議を進めている。

【西山会長】

これから委員による審議に入ることを諮り、委員全員の了承を得る。

本日は、諮問第53号（仮称）旧第四銀行高田支店の管理の在り方ということで、下にも諮問理由が書いてあるが、当該施設の利用時間及び休館日を別紙のとおり定めるということで、諮問が来ている。

この件について、適当か、不適當か、採決することを諮り、委員全員の了承を得る。

- ※採決 ・ 適当 14名（会長を除く全員）
- ・ 不適當 なし

全員の「適当」により、「適当」と答申することに決する。

また、諮問事項については付帯意見を付けることもできる。今、意見も聞いてもらったので、どうしてもこれは付けなければいけないという付帯意見を求めるがなし。

それでは今回諮問された、諮問第53号（仮称）旧第四銀行高田支店の管理の在り方については適当と認め、付帯意見はなしと答申する。

—平成29年度地域活動支援事業の実績報告の検証について—

【西山会長】

次第3議題（2）「平成29年度地域活動支援事業の実績報告の検証について」に入る。

皆さんに資料No.2を送付した。検証の進め方は今までと同様、まず委員から提出された意見について質問があるかどうかを聞く。その後、提案団体に通知するか否かを多数決で採決する。今回もその形でよいか諮り、委員全員の了承を得る。

今回は資料を2枚に分けた。



1枚目が事業の検証について、2枚目は検証というよりも地域活動支援事業全体に対しての意見をこの検証を通じて出されたものであるため、審議を分けて行う。

まずは、検証が出た4件を先に進め、それを送るか送らないかを決めた後に、次の2件の案件について審議することを諮り、委員全員の了承を得る。

今回、検証を募集し、私が4件出したが、このまま私が司会をしながら進めてよいか諮り、委員全員の了承を得る。

それでは、平成29年度地域活動支援事業の実績報告の検証が4件出ている。

まず、検証No.1、事業No.5「雁木通りまつり音楽・仮装大会事業」について、検証提出者は私。検証内容は「地元の学生と協力して、大変に盛り上がって良かったと思います。今後もイベントだけではなく、もっと多くの行事を協力して実施してもらいたいと思います」。この検証について質疑を求める。

**【北川委員】**

私の理解力の問題なのか。検証内容の2行目「今後もイベントだけではなく、もっと多くの行事を協力して実施してもらいたい。」という意味が分からない。行事とイベントというのは同じことなのではないか。

**【西山会長】**

行事とイベントというのは同じだと。

**【北川委員】**

ではないのか。

**【西山会長】**

南本町は、最初は子どもたちが仮装行列に参加するのがメインのような形で参加していたと思う。今年も去年も見に行った時にそうだった。お店の販売や自分たちでポップも作ったり、そういう意味でもイベント内容だけでもあのようになんか参加している。ここのところちょっと変わってきたなと思う。仮装行列大会はそれはそれでよいのだが、看板を作ったりいろいろなことをしているので、1年でイベントだけではなく、他の活動もしており、そういうところでも学生の方をもっと巻き込んで。あれは授業の一環で、学生が代休日を取って参加しているような話も聞いているので、なかなかそこは難しいと思うが、学校自体をまた休みにするというのは難しいと思うが、南本町の発展のためにそういうことを、年間を通してもう1回でも2回で

も事業をしていったら、よいまちづくりになるのではないかという意を含めて出した。行事とかイベントとかと。

【北川委員】

分からないのは私だけか。イベントは日本語にすると行事ではないのか。行事を英語にするとイベントになると思うのだが。

【西山会長】

そうですね。それはまたこちらの方で文言の調整で。

【北川委員】

何を言いたいのか分からないのだが、

【西山会長】

どちらかひとつにする。私の書き方が、知識がなくて申し訳なかった。まとめたい。それでよろしいでしょうか。

【北川委員】

他の方はどう思われているのか分からないが。

【西山会長】

他の皆さん、どうか。

文言なので、そこは一つに統一した方がよいということであれば、皆さんが相手に通知するというのであれば調整する。

よろしいか。

【高野副会長】

今言われた、まぎらわしいということなので、「今後はもっと多くの行事を協力して」というところ、イベントのところをカットしたらどうかと私は思ったのだが、皆さんにも聞いてください。

【西山会長】

高野副会長から意見が出たが、他に意見を求める。

【松矢委員】

言っていることはだいたい分かる。必要か必要でないかということで、必要ならば文言を修正したらどうか。だいたい内容的には分かる。言っていることは。言葉使いは、今、北川委員が言われたようにあるが、だいたい言っている内容、中身は分かる

ので、まず必要か必要でないかを決めて、必要であれば文言を言い換えたかどうか。

【西山会長】

それでよいか諮り、委員全員の了承を得る。

それでは、他に質疑がなければ、検証No.1の内容、文言の方は検討するということで、この内容で相手に伝えた方がよいと思われる方、伝えなくてよいという方で採決する。

※採決 伝えた方がよい 10名

伝えなくてよい 4名

伝えた方がよい10人、伝えなくてもよい4人で、伝えることに決する。文言は三役で調整する。

続いて、検証No.2「青田川環境マップと桜保存事業」、青田川を愛する会に対して。「作製したマップを今後も有効に利用しながら広報活動・青田川周辺の環境整備を今後も継続して実施されるとともに、多くの児童・市民に大切さを伝えて下さい。」と出した。

これについて質疑を求めるがなし。

※採決 伝えた方がよい 12名

伝えなくてよい 2名

こちらも、伝えることに決する。

検証No.3「浄興寺大門通り『花の小径』事業」について、「大変に目を楽しませてもらっています。秋だけではなく、初夏頃にも実施し、一年を通して楽しめたら良いと思います。」という意見を出した。

これについて質疑を求めるがなし。

※採決 伝えた方がよい 10名

伝えなくてよい 4名

伝えることに決する。

最後に、検証No.4「松平忠輝公と五郎八姫活動事業」について、「今後も、他の団体と協力しながら、大切な歴史を今まで以上の方に知ってもらえるように活動を実施してもらいたいと思います。またこれまで作成した紙芝居・DVD等を有効に活用していってもらいたいと思います。」という意見について、質疑を求めるがなし。

※採決 伝えた方がよい 9名  
伝えなくてよい 5名

伝えることに決する。

なお、これは先ほども話したが、文案は三役で再度見直し、相手に失礼がないような形で作ることを諮り、委員全員の了承を得る。

—休憩—

### 【西山会長】

会議を再開する。

続いて、その他ということで、今回の検証で、地域活動支援事業全体にかかる意見が2件出てきているので、そちらを。

これは相手に通知するかしないかということではなく、皆さんの意見を聞きながら進めたい。

まず、1点目。松矢委員から、全ての事業を対象に提出があった。

内容は、「昨今、報道によると、公金の不明朗な会計処理問題が発生しています。当事業はそのようなことはないと思いますが、会計処理を明確にするためにも、会計責任者の署名、捺（なつ）印が必要である。」と。松矢委員、補足の説明を。

### 【松矢委員】

ここに書いてあるとおりだが、昨年からいろいろ問題になっている。「かけ、もり、スパ」と、非常に公金問題が出ている。

ちょっと性格は違うが、そのあと はれのひ だとか、最近では仮想通貨の流出問題など、いろいろお金に関わる問題が、今、非常に頻発している。今国会でも取り上げられている。

そういう意味で、今回パラパラとめくってみて、はっと気が付いた。会計報告はしているが、誰が責任者なのかと。代表責任者は1ページ目に書いてある。だけど、誰が責任を持ってこの会計報告をしているのかと、ふと気が付いた。

大きいところは100万円もする事業もあるわけである。これで責任者が不明確というのはちょっと問題だと思う。内部的には責任者がいるだろうが、やはりそれは

公に誰が責任者かをはっきりさせるべきである。

身近な問題で、皆さん、町内会の会長や役員をされている方がいらっしゃると思うが、年に1回、町内会の報告をしますよね。そのときに必ず、最後に監査責任者が署名捺印している。それをはっきりとすべきだと思う。

そういうことで、今回これを書いた。

私はもう3期目で、なんで今頃気が付いたのかというのもあるが、「もり、かけ」などそういう問題があって、ぽっと気が付いた。

今回はそういう指示をしていないので、次回30年度から是非これを義務付けたい。責任者をはっきり公に示すということで、これを取り上げた。

**【西山会長】**

この件について、センターに意見を求める。

**【榎島係長】**

補助金の交付にあたり、団体から市に対し補助金を申請する手続きを行っている。事業終了後に、補助金を受けこのように事業を実施したと実績報告をいただいている。

今回お配りした資料には付けていないが、その申請書と実績報告書には代表者の捺印をいただいている。

松矢委員にもそれは説明済みだが、それを踏まえてということで松矢委員から今説明があった。

このように捺印について、市長あてには代表者の印をいただいている。

**【西山会長】**

松矢委員の話と市の現状の説明について、質疑を求める。

**【吉田隆雄委員】**

質問ではなく、賛同の意見である。

確か、この助成金を出すときに、私たちが承認して支援しましょうという形になったときに、領収書のコピーを一緒に提出してくださいというような意味のことが文書にありましたよね。

私も実は、去年ここで支援しましょうと決めて、それが実際にこのようにできましたというので、見に行った。そうすると、これがそんなにかかるのかとびっくりした。

それで、こちらにお伺いしたら、そこまでは細かくて大変だからというような話があったので、私は市役所へ一回聞きに行った。そうしたら市役所では、私の分からないような、ああだこうだという話ばかりして、私は「分かりました。」と分からないで帰ってきた。

やはり、私たちが支援事業として、これくらいのお金を市の補助金として出してあげようと話をした以上は、報告のときに一緒にそういう領収書というか、決算はここに書いてあるが、いくらいくら、浄興寺についてはいくら、収入はいくら、支出はいくらで差し引きいくらだと書いてあるが、やはり領収書もできる限り一緒に付けた報告書が必要ではないかと。

確かに責任者の署名も大切だが、疑うわけではないが、うーんとうなるようなことはあった。

#### 【西山会長】

今ほど領収書の話があったが、領収書は全て提出してもらい、センターがチェックをし、本体の自治・地域振興課でもチェックをしている。それを1枚1枚付けるのは大変だということで、今は会計報告だけ付けている。

吉田委員はこのように報告書が出てきたときに、全ての報告書に全ての領収書の写しを、例えば多いところだと50枚、60枚になる。例えばうちの寺町まちづくり協議会ではだいたい40ページから50ページの領収書の数になるが、それも全てここに添付して、委員に配ってほしいという意見か。

#### 【吉田隆雄委員】

そんなに多いのか。

#### 【西山会長】

多いところは多い。

細かいものが多いところは、番号が40番、50番となってしまう。1枚や3、4枚で済む団体もあれば、多いところもある。

#### 【青山委員】

それだけのチェックをどのような形で行っているのか。

例えば、ある領収証がある。何かを作ったと。常識で考えたらこんなにかかるはずがない金額の領収書があった場合、後で追跡調査するのか。ただチェックだけで素通

りしてしまうのか。その点はどうなっているのか。

【西山会長】

松矢委員の話から他のところへちょっとずれた。今は松矢委員の話をして、それからその話をしてもよいか。

【青山委員】

よい。

【西山会長】

今の松矢委員が出した、会計の署名捺印もあった方がよいのではないかという意見に対して、質疑を求める。

【青山委員】

それもあった方がよい。

【西山会長】

松矢委員、私も質問してよいか。

【松矢委員】

はい。

【西山会長】

今、市では、会長が全責任ではんこを押して、文書に「間違いや不正があった場合には全額返金していただきます」という文も確か下に載っていたと思う。

それから、そっち関係の団体に関わったら返納していただくということがあったと思うが、会長とは別に、会計も署名捺印する欄も作ってほしいということか。

【松矢委員】

そのとおり。何でもそうだが、監査役というのがある。社長が認めれば何でもよいかというとそうではない。監査役がちゃんと監査する。チェックしなければいけない。

全体の事業については責任者の責任だが、会計についてはその代表者の目が全部には届かない。やはり会計については、会計責任者がはっきりと私が責任者ですと、青山委員が言われたように、責任を持って領収書の中身も全部チェックして間違いありませんと明確にするべきである。

【西山会長】

今年度はたぶん、もう。

【松矢委員】

だから、今年度はよい。来年度からということ。

【西山会長】

来年度の。

【杉本委員】

市の一般的な公金支出について、ある会社、団体に委託をしてお金を払ったというときに、いろいろ書類を付けてもらわなければならないでしょう。そのときに、代表者だけのはんこだけでみんなOKになっているのかどうか。

【榎島係長】

委託の納品時、書類を提出してもらおう。工事竣工届なども書類で提出してもらおうが、そちらは代表取締役社長、代表者だけの印鑑で受理している。

【杉本委員】

会計は全く出てこないのか。

私が議員時代、政務調査費を議会事務局へ年間でまとめて提出する時には、会派の代表者の印鑑と会派の中の会計責任者の印鑑の両方を押さないと受理してもらえなかった。

そういうふうにはなっていないのだろうか。一般的に。

【榎島係長】

市が発注する工事、委託等については、先ほど説明したとおりで、会計責任者の氏名印鑑等は求めている。

【杉本委員】

補助金などの場合は。

【榎島係長】

地域活動支援事業補助金も、一般的な補助金と同じように制度が作られており、補助金交付の事務についても同様である。

【杉本委員】

そうすると、議会だけおかしいのか。

【榎島係長】



議会の件については、私どもは詳しくない。

**【西山会長】**

どうでしょうか。この意見、先ほど皆さんにいろいろな意見をお聞きしたが、今年はまだ様式ができあがっているのも、もしよろしければ来年、うちの意見として市へ届ける、検討してくださいという形で持っていくことができると思うので、もし皆さんが賛同すれば。

**【松矢委員】**

それは、高田区は高田区でもよいのではないかと。別に各区全部統一しなければいけないということはない。高田区はこういう方法でして、他の区がいいなど言えば、また他の区が真似ればよいので。

**【西山会長】**

事務局、実績報告書の関係、高田区は高田区で様式を変えたり、追加で一枚出してもらったりすることは。

他の区と違う形で、ある程度採択のルールについては各区の独自性が認められているが、書類等の記載や何かの独自性というのも認められているのか。

今、分からなければ、次回までに調べていただければ。

**【榎島係長】**

こちらの様式については、市が任意に定めている様式で、そこに加えることについては支障はないと考える。

**【松矢委員】**

私は、別用紙でなくてもよい。この報告の下に、「精査した結果、問題ありません」と書いてサインしてはんこを押せばよい。それだけのことである。

**【西山会長】**

今、市へ確認をしたところ、高田区として追加をすることはできるということである。次年度以降、次年度が30年なので、31年度以降、皆さんがそうした方がよいという場合には追加することは大丈夫だということで、今、事務局に確認した。

**【杉本委員】**

もう30年度の印刷は終わってしまったか。

**【榎島係長】**

印刷はまだ。

【杉本委員】

じゃあ間に合う。30年度から間に合う。高田区の方だけ直せばよいのだから。

【西山会長】

事務局、できるか。

【榎島係長】

募集要項は、前回の会議で対象外経費も全て記載することの文言修正について、皆さんの了解を得た。

同じようにその表記について次の会議で諮るか、または正副会長に一任ということで、一度協議会の中で確認が必要になる。

【西山会長】

松矢委員、これは事業報告だけではなく、予算のときも書くのか。

【松矢委員】

いや、予算の時はまだ決算が分からないから。

だからここに、事業報告書の最終版が出るでしょう。収入の部、支出の部で出ている。ここにサインすればよい。それだけのことである。

【西山会長】

普通、予算のときにも会計はサインしているのでは。

【松矢委員】

予算のときはない。皆さん、町内会の報告はどうなっていますか。私の町内はちゃんとしている。下に「監査した結果、異常ありません。」と監査役の署名とはんこを押している。

【西山会長】

うちの町内もしていることはしている。

では、今のお話で、この事業報告のところに。監査ですか、会計、両方ともか。

【松矢委員】

監査ではない。

【西山会長】

先ほど監査という話も出た。

【松矢委員】

いや、それはまあ町内会のことだから。

【西山会長】

では、会計、例えば私が会の会計だったら、「会計 西山要耕」ではんこを押すと。

【松矢委員】

「会計責任者 西山要耕」ではんこを押せばよい。「精査した結果、特に問題ありません。」と会計責任者が。

【西山会長】

それを付けるということですね。

【松矢委員】

そのとおり。ここにそれを書けばよい。

【西山会長】

どうでしょう。その意見について、逆にそれはおかしい、付けない方がよいという意見を求めるがなし。

では、本来であればある程度確定しているが、今年から追加ということで、事務局、大丈夫ですね。

【榎島係長】

30年度からということでよいか。

【西山会長】

まだ大丈夫か。

今年度から大丈夫とのことなので、

【松矢委員】

今年度ではなくて、30年度から。

【西山会長】

すみません、4月からの30年度からそれを載せることができるということなので、それを付けた方がよいと思われる方、付けなくてもよいという方で、採決する。

※採決 付けた方がよい 11名

付けない方がよい 3名

付けることに決する。

文言について正副会長に一任とすることを諮り、委員全員の了承を得る。

それでは、松矢委員の意見については、そのような対応をするので、よろしくお願いしたい。

2点目。私から出したのは、雁木通りまつりの事業報告書で気づいたので書いたのだが、他のところ、全体でも同じことが言える部分なので、今回の検証ということで名前を出したが、この件について話をする。

一番疑問だったのが、会計報告書で予算が0、決算した金額が約3万円。予算が0で、決算額が載っている。

予算が0というのは、私たちが審議をした時になかった予算。それが決算報告書に、3万くらいと出てきている。今回の事業報告書の会計報告では。

さらに、消耗品費と書いてあっても何が消耗品費なのか、品物自体の詳細も一切書いていない。事業報告書には、何の消耗品費なのか書かれていないものが、しかも予算が0のものが3万くらいの金額で載っていて、さらに消耗品費の内容も一切載っておらず、これで承認してくれということなので、私はこれは承認できないと事務局に質問した。

間違っていたら後で訂正してほしいが、事務局に聞いたら、例えば当初150万円の予算のうち、頑張って削減できた分の150万円との差額は、消耗品や何かでそのように使って構わないと規定されているという話だった。

それならば最初からものすごく高い見積りを付け、他で安く買えるよう努力して、これだけのお金が浮いたので、うちの会の事業の内容でもっとお金が必要だったので、それを予算でOKしてくださいと。それがOKになるというのであれば、私たちが春にどこまで審査したとしても、全く内容が違うものになってきているのかなと。

ずるい話、抜け道のような話で、それを知っているところがこのように出して、知らないところは全部お金を返している。他の会は。

じゃあ、他の会にも全部使えますよということを説明しているのかと聞いたら、それは要項の中に載っているから、知っているところは使うという。それは気付かなかった方が悪いのだろうが、今後、もしそれが使えるのであれば、きちんと提案者に話をしてあげなければ不公平にもなるし。

第一、うちの寺町まちづくり協議会は、本当に画用紙など一万円にも満たないもの

も全部見積りを取って、何十何円まできちんと金額を出している。そういうところもあれば、大まかに出して、浮いたからそのお金を他に使いますよというふうに出してるところがあると、地域活動支援事業の予算が根底からちょっとおかしくなってくるのかなと思って、それも含めて今回はこれを出した。提出理由はそのような内容である。

当然、事務局からも説明があると思う。

**【榎島係長】**

こちらの件については、市の補助金共通のもので、原則として経費の配分と事業内容の変更を行う場合には、事前に変更承認申請を市長宛てにいただくようになっている。ただし、一定の場合には、その事前の変更承認申請を求めている。

具体的には、事業費の変更で概ね30%の増減に至らない場合と、事業の実施方法や内容を変更する場合で目的達成・効果に影響が及ばない変更については、手続きを求めている。

今回のものについては、事業の目的効果等に影響を及ぼさない予算の用途の変更かつ事業費の三割に満たないということで、市の補助金交付の事務の規定の中では変更承認を求めない範囲ということで処理をしたものである。

**【西山会長】**

それとお願いしたのは、今回、消耗品費が何に使われているか説明をお願いしたいと話した。ただ予算が0で、消耗品がポンと出てきて3万いくらと付いて、何に使われたかも事業報告書にはないので、それをまず教えていただきたい。

**【榎島係長】**

消耗品費の説明が空欄だった。こちらはセンターで受付をするときに、記載してもらおうよう依頼すべきものであったと考えている。

具体的な中身については、事業で使う大洋紙や、謝礼等を包むのし袋、ごみを捨てるごみ袋、事業に使われた封筒やコピー用紙が含まれていた。あとは水道や電気を地元の方から借りるときにお渡しするような洗剤等が含まれていた。

**【西山会長】**

もう1点だけ質問してよいか。

他の団体はみんな申請のときにきちんとコピーや用紙代等は予算で出てきている

のに、載っていないわけである。今回の場合は。それで後で3万くらいが浮いたから、もらえるのならと後出しジャンケンのような感じで出しているわけである。領収書があろうがなかろうが。

今後も全ての、例えば今回はたまたま南本町だったかもしれないが、今後も全て予算が浮いたらそういうふうに出しで150万円から5万円浮いたら、5万円はあとで絶対に流用できるということが今回認められたらというか、できるというお話だったので確認なのだが、そういうことは全ての団体が今度できるのですね。

それだけ説明を。

#### 【榎島係長】

予算が浮いたから他のものも買える、使えるというのではなく、ある使途に必要となったために他から工面して予算を流用したと理解している。

#### 【西山会長】

私の質問ばかりで申し訳ない。皆さん、この件について、たぶん意見がたくさんあると思う。大切なことなので、皆さんに検討していただきたいと思って出した。

#### 【杉本委員】

Q&AのQ4-6にひとつある。

まず「年度途中での事業計画の変更は認められますか。」という問いがあり、変更手続が必要な場合というのが5つ載っている。だからその5つ以外は変更手続は必要ないわけである。

その5つは何かというと、1つは事業費の変更で、補助対象事業の総事業費の概ね30%を超える増減を行う場合。今、話があったこれである。

これが言わんとしているところは、例えば100万円の事業の申請があって、30万円以上の変更があった場合には出さなくてはならないという話である。

100万円の中で、あるものは、例えば10万円のものを買おうと思ったのだが、安く値切って7万円を買って、3万円余りましたというのは総事業費の30%にならないわけである。だから、それは申請しなくてよいというのがここの規定である。おかしいですよ。普通に考えれば。でもそういう規定である。おかしい規定である。

これは昔、この事業が導入されたばかりの当時にも、この30%というのは今のよな話になるからおかしいという話があったし、した。だが、そのままになっている。

これは。

2つめは、事業の内容の変更。これもどう解釈するかとなるのだが、「事業の実施方法・内容を変更する場合、補助金額の減額を希望する場合」、変更したり、減額、増額、いろいろとそういうことをする場合には、変更手続が必要だとなっている。これも具体的な中身がよく分からない。実際には。

例えば今の話で、模造紙を買う予定はなかったのだが、模造紙を買うことにしましたというのは事業の変更にあたるのかどうか。だいたいそういうものは事業の変更には当たらないという解釈になっているわけである。

ただ、先ほどの話で、余った3万円を使って2万8千円のものを買いましたと言っても、事業の変更には当たらないという話になっている。だから、これでも変更手続きの必要はない。

あと3つあるが、そのように見ていくと、抜け穴はいっぱいあるということ。ものすごい、どんなにしても、もらった予算の100%よりも出た分は自分たちで負担しなければいけないが、その同額かそれより少なければ、どんな使い方をしてもほとんど変更手続の申請は必要ないということである。これは。

しかし、おもしろいことにその下にQ4-7というのがあって、「提案したよりも事業費が安くなることが見込まれるため、余った額で当初提案していないことを実施することはできますか。」とある。

100万円の中で3万円余ったのだが、他に使ってよいかという話である。それは、「お金が余ったからといって、提案された内容と違うことを行うことはできません。」となっている。ここでは。そういう点で言うと、上のものと矛盾している。

この下のQ4-7を厳密に行えば、「お金が余ることが見込まれる場合は、変更手続などにより補助金額を減額することになりますので、各総合事務所、まちづくりセンターにご相談ください。」となる。

だから、本来余ったら、Q4-7で手続しなければならない。Q4-6の方ではそうになっているが、Q4-7の方では出さなければいけないと言っているわけだから、まず出さないといけない。

以前は出ていましたよね。変更申請が何回もあったでしょう。このところずっとない。変更手続が何もない、最近は。以前は何件もあった。

だから以前は厳密に行っていたのだと思う。Q4-7によって。Q4-6の方にはそういう大雑把なことしか書いていないが、Q4-7の方でもっと細かい縛りがあるのだから、細かい縛りの方で処理するべきだと思う。

**【西山会長】**

すみません。一般の世の中だと0予算で決算というのは、普通の企業だと考えられない。予算が0で、決算だけ上がってくるのは。結局、その説明も何もなしで、ただ書面で来てこれを検証してくださいと言われたら、私は検証できませんと言ってしまったのだが。

**【杉本委員】**

それは会長が正しい。

**【西山会長】**

行って、内容は、雁木通りで一生懸命されているのは分かるのだが、会計報告だけは、他のところにも全部してもいいんですよというような感じになってしまうし、上越市自体も活動支援事業が終わったら、今まではお金をプールしていてもよいというのを、それは市の財政が厳しいという理由も含めて、単年度というのも含めて、余ったお金は市へ全部返してくださいとしているのに、領収書があればそれは使えるというのはおかしいかなと思って。

**【杉本委員】**

だから、変更手続が必要な場合から除外されているような書き方になっているが、後ろの方ではちゃんとそれに縛りがかかっているという話だから、やはりそれは縛りがかかっている方で処理するというのが。

**【西山会長】**

たまたま今回、南本町だったもので出したのだが、他の団体でも全部どこでもなる可能性があるので、

**【青山委員】**

これでもう6回か、高田地区がこういう支援事業をしてきたと。皆さんおそらくもう学習なさっただろうと思う。だからそういう面でいけば、根本で言ったら、条項を変えるというところまで行かなくては。このQ&Aの抜け穴を見れば、もう6回も経験していれば、だいたいどこがどうなのか分かるわけである。



だからそういうもので、この会として高田区地域協議会だけでできるのか。例えば条項を変えるとか、全体でないと変えられないのかということも踏まえて、市とよく検討しあわないといけないと思う。

**【杉本委員】**

青山委員が言われることも分かるが、先ほど言ったようにQ&Aの中で事業費が安くなることが見込まれる場合にはちゃんと申請しなさいとなっているわけだから、そのとおりにしてもらえばよい。だって書いてあるのだから。新たに付け加えることでも何でもなし。実行するかどうかだけの話。

**【青山委員】**

また、しなくてもよいという条項もあるわけである。中には。

**【杉本委員】**

上の方の、例外規定だと思う。これは。

だいたい市役所の職員を前にしてこんなことを言うと叱られるかもしれないが、上の方にある規定と後ろの方にある規定と、矛盾した場合には後ろの方が強いとか、時間が前に制定したものよりも後で制定したものの方が効力があるとか、いろいろなことがあるので。この場合には上の方に大雑把なものがあって、後ろに詳細があるのだから、詳細の方がやはり強いと思う。

**【西山会長】**

先ほど言ったように、今度、これが通るのであれば、私が担当者だったら、ずる賢かったら、申請のときに本当にいちばん高いところにどんどん金額を上乗せして、これだけ浮きましたと。そして、うちは事業費でコピー用紙や何かをもっと、これだけ使ったので落としてくださいと。落ちるのだったら、その方法を取るのが一番。本当はいけないということが分かっているからしないだろうが。

ちょっと腑（ふ）に落ちなかったというのが本音である。

**【宮崎委員】**

結局、当事者の捉え方にいくわけだから。私たちは信用して信頼して、今までずっとこんなことは起きないで来た。それこそ予算がなくて持ち出しばかりで、皆さんよく頑張ってきたというのが今まであったわけだから。

そういう点では、私はチェックがゆるくなっているかもしれないが、本当に信用し

て、持ち出しいっぱいではしているとしか私は考えていないものだから、ごまかすということは、私はさらさら思っていない。

**【松矢委員】**

私が提案したこともそうだが、やはり高田区というのは全体の区のリーダー役だ  
と思う。だから高田区は厳しい姿勢で。大金を使うわけだから、公金を使うわけだから。厳しくすべきだと思う。少なくとも高田区は。

今まで要項がどうのこうのというよりも、やはりお金に関わるものについては、厳しくするという姿勢で対処すべきだと思う。

**【小竹委員】**

実際に申請する立場で考えると、最初にとった見積りより意外と安く上がるということ  
は有り得ると思う。やはりそうなると、人間の心理として安くなった分を返すよりも、うまく使えるのであれば別のことに使って、上手にイベントを回していこう  
と思ってしまうのがよく分かるので。だからそこはグレーな部分なのかなと。

増減30%という規定があると、やはりそこへ目が行ってしまうので、申請する方  
たちがそこをごまかすというのではないが、自分たちに有利なようにするという気持ちはよく分かるので、何て言ってみようもないのだが。

**【西山会長】**

100万円だと30%で30万円、10万円の予算だと3万円だから、今回申請を  
出さなければいけないので、そこをまた。

**【北川委員】**

私も会計についてはあまり詳しくないのだが、予算のときに0で決算のときに計  
上されることは有り得ると思う。おかしいと思うと西山会長は言われているが、有り  
得なくはない。有り得ると思う。

もう1つは、消耗品を買うことでその事業が変わったということではなく、その事  
業に必要なものを購入しているわけなので、そこについても私はおかしいとは思わ  
ない。

それを言うと、市の予算の仕組、もっと大きく言うと日本の予算の仕組がそういう  
ものなので、ここで市の予算の制度がおかしいというようなことを言っても、しょう  
がないのかなと。

もう一つは、今二つ提案が出されているが、これを改善することによって、もっと申請が多くなるとか、良い事業が増えて活性化になればよいのかなと思う。

**【西山会長】**

私は、会議は1時間と言ったのだが、この件で延びてしまい1時間半になっているので、このままもう少しこれを議論するか、それともお預かりして整理してまた次回出すか、どちらがよいか。

**【高野副会長】**

予算で計上していないというのは、やっているうちにいろいろ出てくることもあるかと思うが、そのときにどうしてそうなったのかという詳細について何も説明がありませんとなっている。ここの部分がやはり問題になるのではないかと私は思う。

それならそのようにして、説明文を付けるなり報告しなくてはいけない。だからこんなことになったのではないか。

**【杉本委員】**

市の場合は、金額が張るものについては補正予算を組む。あまり小さい、それこそ消耗品が少し変わったものは補正予算は組まないだろうが、それこそ大金が動くようなことになれば補正予算を組んで、ちゃんと何で増えたか減ったかを議会へ説明するわけである。

だからそれと同じで、今、高野副会長が言われたように、変わるのなら変わるで使ってもらって構わないのだが、こういう理由でこれだけ浮いたので他にに使わせてくださいとお願いしてくればよい。そうすれば、「はい」というわけだから。

**【高野副会長】**

そのところだと思う。私も。

**【杉本委員】**

そこだと思う。

**【西山会長】**

私も、説明も何もなくて、ただ消耗品と書いてあって、予算を使いましたとなっているから。

**【高野副会長】**

逆に言うと、提案者にそのことをお伝えして説明を求めるといふ、そういうことで

よいのではないか。

**【西山会長】**

ただ、それともう1点、私がお願いしたいのは、来年度以降もお金が余ったら使っていていいのかということ。市が認めるというのなら、それを今度は審査のときにもっと厳しくチェックしてもらいたいと思う。予算のときに、先ほど言ったように。

本当は事務局が大変だから、あんまり予算のときに厳しく言わないが、団体によっては本当に何十何円まできちんと出してきているところから大まかなところまであって、その違いも全てきちんとしてもらいたいと思う。それで、そういうことができるというのを前段階で説明をしてするのなら、先ほど高野副会長が言われたように、全部の団体からプラスになるときはどういう理由でこれがプラスになって、こうしましたと説明書も提出してもらおうというような感じでしてもらいたいと思う。

そうじゃないと不公平と言ったら変だが、するところはして、しないところはしないという。

すみません、会長の私がこんな言い方をしたら申し訳ないのだが、ちょっとこの件については預らせていただいてもよろしいか。また次回。

**【松矢委員】**

私としては、せっかく盛り上がっているのだから、決着をつけた方がよいのではないか。

**【高野副会長】**

ここで今こういうふうにして1、2と出て議論をしているわけだから、ここではっきり説明を求めるといようなことでよいのではないか。

そこで次と言うよりも、こんなことならここで決めた方がよいのではないか。

**【西山会長】**

事務局にお聞きしたい。今までは事業報告書の内容については、各団体に、最初の採点の時と違って、質問は出さないということになっているが、今、こういう意見が出ていて、あらためてこの雁木通りの仮装大会については、詳細の内容やなぜそれが必要だったかなど、そういう質問が出た場合には答えていただくことはできるのか。制度上問題はないのか。

昔はそのように聞いていたが、今はもう取り決めで聞かないということになって

いる。

**【高野副会長】**

いや、今度はそこを聞かないと、次からその団体に対してどうしたらよいのかというの、なかなか難しいと思う。そこをはっきりしないと。

だからそこはやはり納得するということで、説明を求めますということにした方がいいのではないかな。

**【松矢委員】**

私もその意見に賛成である。

**【榎島係長】**

この部分は検証も含めて地域協議会で決めたことなので、地域協議会で判断する部分と考える。

**【西山会長】**

皆さん、どうでしょうか。

今、事務局の方に聞いたら、協議会の皆さんで決めていただきたいということと、やはりその変更の詳細については一切記載が触れられていない。それから何を買ったのか細かい金額も、何円使ったのかも聞いていないので、その辺は説明を受けた方がよいのではないだろうかという意見が出ているが、皆さんいかがか。

**【高野副会長】**

それはやはり、地域協議会委員の責任ではないのか。何か分からないまま、「よい」と言うことはなかなかできないのではないかな。ある程度、「ああ、そうか」ということにならないと、私はよくないと思う。やはりお金の問題だから、きちんとした方がよいと思うし、ここではっきり決を採った方がよいと思う。

**【飯塚委員】**

市の大事な財源をこうやって使っているのだから、チェックするところは市と地域協議会、これだけ皆さん時間を惜しんで検査しているのだから、それを今度市へ出すので、市の方でもいろいろチェックしていただいて、今度は終わって決算を出すときに、全部これがよかったよというのを何人くらいの方がチェックしているのかと。私は、そこが会計の最終的なので、言ったら失礼だが今のこの5番のように、会長が言って、ちょっとおかしいなと思った部分があるわけである。だからそういうところ

を市ではチェックしないのか。私はそう思うのだが。

【榎島係長】

補助金の実績報告書が提出されると、最低でも担当者、係長、副課長、課長がチェックを行っている。金額によっては財政担当、会計担当が、さらに点検をしている。

【小川委員】

これに関して、まともを取れば、この上の3つの費用のどれにも入らない、あるいはどれにも入る、だからそれぞれ別個に入れられないから、ここにまとめて書いてある。

だからこの領収書を全部もらう。それで解決。ただそれだけのもの。

【西山会長】

普通の団体は事務費として、総額でもちゃんと下の方に事務用品費として申請を出しているところは多い。

この費用とこの費用とこの費用というように、一つずつではなくて、

【小川委員】

たまたまこの団体はそういうことをしなかっただけで、簡潔にただここに、つじつまを合わせただけなのだが、要は一つずつに分類できないものがあって、まとめてここに書いている。だから、この領収書を全部もらえばよい。きちんと。

【西山会長】

領収証は来ているという話だった。

【小川委員】

領収書はもらっているのか。じゃあ、問題はない。

【西山会長】

それが私たちの報告に一切載っていなくても問題はないか。何に使ったかを全部書いていないわけである。

【小川委員】

いや、内容は書いてある。領収書の内容。鉛筆を買ったとか、

【西山会長】

それも書いていない。

【小川委員】

それは書いてもらってください。それはもちろん書かなくてははいけない。

【西山会長】

だから、それを皆さんで、きちんと教えてもらおうと

【小川委員】

領収書に、「ただし〜に使った」と書く場所が全部あるだろう。

【西山会長】

それもない。

【小川委員】

それは書かなくてははいけない。

【西山会長】

だから、消耗品という一文だけで中身、詳細が何も書いていない。

【小川委員】

それは領収書もらったところに問い合わせさせて書いてもらえばよい。それだけの問題である。

【西山会長】

いろいろな意見も出たが、この件については、良い悪いは別として、まずは消耗品の部分については、詳細と説明を簡単にいただくということによろしいか。

協議会がよいということであれば、それをしていただけるということなので。

詳細をいただいた方がよいか、よくないかということで、採決することを諮り、委員全員の了承を得る。

※採決 いただいた方がよい 14名（会長を除く全員）

全員により、いただくことに決する。

それと次年度以降もこういうことが起きる可能性がこれではっきりしているので、そういう場合にはやはり3割以内だと出さなくてもよいということか。事務局。

【榎島係長】

先ほどの繰り返しになるが、事業を行うにあたり、目的や効果等に影響が及ばない用途の変更が生じた場合に、他の費目をやりくりしてそちらにお金を回すということは認められる。ただ、余ったからこれも買おうということは認められない。その場合は返納になる。そこだけ理解を。

## 【西山会長】

あともう一点。それを決めるのは誰が決めるのか。

私は今回、この件については一切、会長であっても、ここの報告書が出るまで何も話を1回も聞いていない。いきなりこれが出てきて、認められましたと。

それを私たちが一生懸命チェックして採点をきちんと行っているのに、最後になって「それは大丈夫です」と流されたら、私たちは誰も知らないわけである。事業報告書を見たら「あれっ」というふうになるのが、せめてそういうものがあれば、せめて三役ぐらいには報告をしてもらいたいというのが、申し訳ないが、市の方も大変だろうが。

## 【杉本委員】

先ほど読んだところの続きがある。続きを読むと、どうやって書いてあるかというところ、まずひとつは、「変更手続が必要な場合は、あくまで目安です。」と。だから目安、こういうふうに書いてある。後ろにまだいろいろ書いてあるが。

それで2番としては、変更とは、何を変更というふうに言うのかということ。「変更とは、経費項目間で事業費をやりとりすること。」である。

経費項目とは、例えば備品購入費を工事請負費に回したり消耗品費に回したりだとかというのは、経費項目の間での事業費のやりとりだから、変更にあたるということである。それから逆回りも変更である。

だから、そういう場合には、変更なのだから届け出てくださいますと。書かれている、明記されているわけである。だからその明記されていることをちゃんと実行するかどうかということである。

しないのであれば、こんなものはいらぬということである。しないのであれば、わざわざこんな何十ページもあるものを作る必要がないわけだから。

やはり実行するために、これだけの分厚いものを作っているのだから、我々もそれを承認してきているわけだから、やはり書かれているとおりにしてもらおうというのがまず大原則だと思う。

変更項目、物を買ったら3万円余って、余ったものを他に使いたいというのは、流用してはいけないとは書いていない。ただ、そういうことをする場合にはちゃんと届け出なさいと言っているわけである。



届け出をしないで勝手にしては駄目だと言っているのだから、ちゃんと届け出て  
くださいと言えばよい。

だから今回の分はもうしてしまったことだから仕方ないけれど、来年からの分は  
そのところをきちんとしてもらうということである。ちゃんと書かれている、変更  
する場合にはお願いしてくださいねと、お願いすれば「うん」と言うからと。お願い  
されて「嫌だ」というのは滅多にない話だから。よほどのことではないから。

【西山会長】

今回は申し訳ないが一例が出たので、議論する結果が出たので。

【杉本委員】

そのとおり。よいチャンスだった。

【西山会長】

チャンスだったということで。

【榎島係長】

今ほど杉本委員が話した、備品購入から工事請負などの費目間の事業費のやりく  
りだが、それによって事業の目的達成・効果等に影響を及ぼす場合は必要だが、影響  
が及ばない場合については。

【杉本委員】

それは明記されていない。そのことは書かれていない、文章としては。

【榎島係長】

表の2番の右の補足説明にある。

【杉本委員】

補足説明のところにちょっと書かれているだけであって。

【榎島係長】

影響が及ばない場合については、変更申請を求めないと、市はQ&Aに記載してい  
る。

【西山会長】

その辺を判断するのは誰か。

先ほどもそうだが、私たちが審査をしたが、採択のときは一生懸命採択したが、そ  
こから先、市が「これはいいですよ」と言ったら全部通ってしまうのか。私たちの方

には1回話で教えてくれるのかというのがやはり。協議会の時にでも「こうしました」という報告でもよいと思うのだが。

結局最後まで分からないわけである。私たちは採点して出したら終わり。でも高田区は出したものについても責任を持って検証をしましょうとあって、28区ある中の一つか二つか、唯一しているのが、検証のあれが、そんなことで全く何も知らないで、ただ用紙だけ来て、こうやってチェックをしたら「もう終わっていました」と言うだけ。

だからその辺もちょっと細かくて申し訳ないが、皆さんに報告だけはいただければありがたいと思う。よろしくをお願いしたい。

#### 【松矢委員】

結局、私が言った会計責任者につながってくる。会計責任者の中身についてよく熟知して、適正に運用されているかどうかというところまで責任を持たなければいけない。単なる決算と予算額の合計が合ったからよいというだけではない。やはりそこに私が言った会計責任者の重みがある。意義がある。やはりそこにつながってくると思う。最終的には会計責任者が責任を持つ。そして極端なことを言えば、何かおかしかったら会計責任者を呼びつけて「これは何だ」と言うくらいにすべきである。もし、おかしいところがあれば。

#### 【西山会長】

時間も大分過ぎたので、よろしければ平成29年度の地域活動支援事業の実績報告を終了したい。

今後また、どんどん実施報告書が出ると思うので、私のようなつたない感想というか検証でもよいので、是非ほめてあげたり、良かったと思うところがあれば報告していただければと思う。よろしくをお願いしたい。

—事務連絡—

#### 【西山会長】

「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

#### 【佐藤センター長】

- ・ 協議会等日程 2月19日(月)午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ  
3月19日(月)午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ  
4月16日(月)午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ
- ・ 地域協議会活動報告会、地域活動支援事業説明会日程  
3月12日(月)午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ  
\*委員の出席は任意
- ・ 地域活動フォーラム  
3月4日(日)午後2時00分～ ユートピアくびき希望館  
\*後日、案内送付予定

【西山会長】

事務局の説明について、質疑を求めるがなし。

- ・ 会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831(直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。